

平成19年10月10日

人 事 課

知的障がい者を対象とした職員採用について

1. 障がい者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図るために障がい者の職員採用を進めている。

障害者雇用率（平成19年6月1日現在）

市長部局等 2.15%（法定雇用率 2.1%）

教育委員会 2.27%（法定雇用率 2.0%）

水道局 3.11%（法定雇用率 2.1%）

2. 社会情勢の変革

平成17年度障害者雇用促進法の改正及び障害者自立支援法の成立などにより、福祉から一般雇用への移行による障がい者の自立の推進への期待がさらに高まっている。その中で公共団体においては、さらに障がい者の雇用に取り組むことが求められている。

本市では、今まで障がい者雇用について身体障がい者に限って行っており、知的障がい者や精神障がい者の雇用は行われていない。平成18年4月18日付けで厚生労働大臣名で通知があった「障害者雇用の一層の推進に関する要請書」においても特に公共機関における知的障がい者の採用に向けた具体的な取組の実施が要望されている。

3. 採用予定人数

知的障がい者 1名

4. 職種及び職務内容

職 種 一般事務職

職務内容 保健福祉部内の郵便物の整理・配送、文書の整理・浄書など

5. 採用方法等

選考試験による

受験資格

- ・受験申込及び採用時に、引き続き奈良市に住所を有する人（通学等のために一時的に市外に居住している人を含む）
- ・昭和48年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人
- ・療育手帳の交付を受けている人
- ・自力で通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な人
- ・地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない人

選考試験内容

第1次試験 筆記試験・面接

第2次試験 実地試験

6. 選考試験等日程（予定）

申込期間 平成19年11月1日（木）～11月15日（木）

第1次試験 平成19年11月21日（水）

第2次試験 平成19年12月上旬から12月下旬